

伊勢崎市スポーツ施設のあり方に関する意見（案）

令和3年7月

伊勢崎市スポーツ施設・高齢福祉施設・保健施設のあり方検討委員会

「スポーツ施設」のあり方に関する意見（案）

伊勢崎市スポーツ施設・高齢福祉施設・保健施設のあり方検討委員会は、5月20日の現地視察をはじめ3回にわたり会議を開催し、コスト計算による比較分析や市民アンケート、パブリックコメントなど様々な資料を参考に対象施設の今後のあり方を検討してきました。

今回は、スポーツ施設（伊勢崎市民プール、あずまウォーターランド及び境プール）のあり方について、以下の点に留意しながら検討を行い、意見（案）をまとめました。

【検討に当たっての留意点】

- 1 競技用プール（25m、50m）の必要性の有無
※伊勢崎市民プールの廃止に伴い、競技用プールがなくなることを想定
- 2 近隣自治体及び民間が所有する施設利用の可能性
- 3 施設、設備の維持管理及び保守点検等費用に準じた適正な利用料金の設定

プール施設のあり方に関する意見（案）

あずまウォーターランドは“健康”、境プールは“娯楽”をテーマとし

- 既存の2つのプール施設は、特長を生かしつつ存続させる
- 競技用プールは、近隣自治体等の施設を利用する
- 利用料金は、施設の管理運営経費に見合った金額に見直す こと。

伊勢崎市民プールは、50m槽プールにおいて、地下水脈からの圧力によりプール底に亀裂等が発生したことや機械設備等の老朽化が著しいことから廃止とする。なお、競技用プールは他の既存施設へは併設しないものとする。ただし、その機能を補完する意味から、小学校の水泳記録会及び中学校体育連盟の各種大会は、近隣自治体や民間事業者の施設を利用できるよう財政的支援を含め対応するものとする。

また、プール施設等の利用料金は、管理運営費や将来的な更新費等を十分考慮し、適正な金額に見直すものとする。

【付帯意見】

- 小学校の水泳記録会、中学校体育連盟の各種大会が市外の施設で開催され、移動に当たってバス等を利用する場合には、市が費用を負担することを検討すること。
- 市水泳協会主催の大会の開催に当たっては、あずまウォーターランドを使用することについて配慮すること。
- 65歳以上の人の利用料金については、徴収することについて検討すること。ただし、利用者の健康増進に寄与していることも踏まえ、利用機会を損なうことのないよう減免措置を講じるなど配慮に努めること。
- 夏期のプール施設の利用に関しては、日除けやミストなど施設内環境の整備や安全な交通手段の確保を通じて熱中症対策についても検討すること。